別表第二（第四条第二項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・五八八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一二・九六八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・六一二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・七五四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	九・九六〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・八四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・九五七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・二一八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五・九六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・六八一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	四・九九〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	三・九七四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・五九〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一〇〇
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七三六
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六四六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・五八七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四六〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三六九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七二四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・〇九七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・七三八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・八七一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・〇五九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九三三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇三七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・二九一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八九一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七三七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇三九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇一五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六二五
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四八一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一二二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七五四
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六六三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四七四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三八五
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二六六
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二一四
昭和六十一年四月から平成十九年三月まで	一・三五〇
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・二五一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・二〇四